

令和5年第2回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年2月17日(金) 午前8時57分～午前9時34分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	9番	工 藤 元 伸	
	12番	佐 藤 国 雄	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (1人)

8番 大 平 成 年

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人)

13番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第5号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第7号	農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第9号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について
議案第10号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	工 藤 英 樹
農政農地係長	福 士 博 幸
主査	山 田 和 晶
主任主事	齋 藤 伸 恵

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、8番大平成年委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第2回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番佐藤陽介委員、2番今隆俊委員にお願いします。書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
齋藤主任主事	報告第3号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年1月受理分は、相続が6件、総面積41,543㎡、田が6筆6,509㎡、平畑が9筆13,234㎡、樹園地が11筆21,800㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
齋藤主任主事	報告第4号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号1番は、三島字村里の樹園地、1, 180㎡を賃貸人の都合により、令和5年1月16日に合意解約したものです。 受付番号2番は、松原の田、6, 437㎡を賃借人の都合により、令和5年1月17日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第5号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が4件、所有権移転が5件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、大字花巻字北村下平の樹園地、ほか13筆合計29, 113㎡を経営移譲のため、20年間貸借するものです。 受付番号2番は、作場町の田、ほか1筆合計3, 407㎡を経営移譲のため、20年間貸借するものです。 8ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、大字三島字宮元の樹園地、5, 944㎡のうち3, 000㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号2番は、大字石名坂字姥懐の樹園地、2, 377㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号3番は、大字花巻字村下平の畑、2, 300㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

	受付番号4番は、馬場尻西の畑、3, 460㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 9ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号1番は、大字三島字村里の樹園地、ほか1筆合計2, 573㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号2番は、大字三島字宮元の田、ほか8筆合計19, 348㎡を生前一括贈与のため取得するものです。 親から子への経営継承となります。 受付番号3番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、7, 165㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号4番は、大字石名坂字姥懐の樹園地、3, 236㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号5番は、大字上十川字北原三番の田、ほか23筆合計39, 317㎡を生前一括贈与のため、取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回申請があった農地について、去る2月7日、佐藤国雄委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、2月2日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、経営移譲のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号2番は、経営移譲のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号2番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号3番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

		受付番号４番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後はトマトの栽培が行われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号１番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号２番は、生前一括贈与のための申請です。 親から子への経営継承によるものです。 現況は田及び樹園地で、権利取得後は水稻及びりんごの栽培が行われます。 受付番号３番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培を行うとのことです。 譲受人は、弘前市の親戚の農家のもとで３年間りんご栽培を手伝っているうちに、営農に興味を持ち、親戚からの勧めもあり、独立営農を決意したとのことです。農業機械の所有状況は、乗用草刈機、自走式草刈機、運搬車、軽トラックを所有しており、スピードスプレイヤーは浅瀬石共同防除組合に加入し、使用するとのことです。 収穫したりんごの出荷先は、弘果を考えており、生産等技術指導については、親戚の農家から受けるとのことです。 将来的には、３町歩まで規模を拡大したいとのことで、農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号４番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号５番は、生前一括贈与のための申請です。 祖父から孫への経営移譲によるものです。 現況は田、平畑及び樹園地で、権利取得後は、水稻、野菜及びりんごの栽培が行われます。 今回申請があった１１件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第５号は原案のとおり決定いたします。 それでは議案第６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係

	る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第6号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙14ページから説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は角田、登記地目は田、現況地目は畑、面積は、88㎡、住宅敷地拡張用地として、取得し利用したいとのことです。 農地区分は、第3種農地であり、転用後も建蔽率20％を超えるため、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回、5条申請があった土地について、去る2月7日、佐藤国雄委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、2月2日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真および職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番は、住宅敷地拡張用地として取得し、利用するための申請です。 場所は、黒石東小学校から東へ約380mに位置しており、周辺の状況は、東側、西側、北側は宅地及び雑種地、南側は畑です。 聞き取りにおいて、現況を確認したところ、既に庭として利用しているとのことでした。 土地所有者が、申請者の母親の土地であるため、分筆して承諾を得られれば、宅地用地として利用できると思い、利用してきたとのことです。 最近になり、農業委員の指導を受けて、現状が違反状態であることを知り、宅地にするには、農業委員会の許可を受けることが必要であるため、申請に至ったそうです。 農地法を知らなかったとのことで、寛大な処置を願いたい旨、顛末書が添付されておりました。 現況は平坦地であるとのことで、雨水は地下浸透するとしており、周辺への影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第7号につきましては、13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐山秀夫委員退席) それでは、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第7号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が6件、所有権移転が7件です。 別紙16ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、大字赤坂字東池田の田、6,470㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号2番は、大字上十川字留岡四番の樹園地、ほか1筆合計8,785㎡を3年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号3番は、松原の田、4,337㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号4から6番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号4番は、相野の田、ほか4筆合計10,645㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号5番は、末広の田、ほか1筆合計2,387㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号6番は、相野の田、ほか3筆合計6,831㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。 18ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号1番は、大字牡丹平字柏木山の平畑、7,186㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号2番は、大字竹鼻字北野田の田、ほか1筆合計4,537㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号3番は、大字上十川字長谷沢一番圃の樹園地、ほか3筆合計10,634㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号4番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、3,072㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号5番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、231㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号6番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、ほか1筆合計9,350㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号7番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、ほか1筆合計2,923㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。 (佐山秀夫委員指定席に着く) 次に、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第8号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 22ページをご覧ください。 受付番号1番は、変更区分、農振農用地区域への編入です。 農地の所在は、大字竹鼻字山平、登記地目は雑種地、現況は樹園地であり、面積は648㎡です。 周辺が農用地区域であり、同一所有者より連坦して耕作されている土地利用となっております。果樹経営対策支援事業の活用のための編入する申請であり、その他の法律においても区域指定されていないため、問題ないものと思われます。 受付番号2番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、大字花巻字村上、登記地目及び現況ともに畑であり、面積は2筆合計、1,847㎡、変更理由は、太陽光発電施設の設置用地とするものです。

	申請地の農地区分は第二種農地と判断され、不耕作地であり、また、土地の選定経緯があり、他に事業用地を求められないことから、農振除外後も転用することに問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、4番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回、申請があった土地について、去る2月7日、佐藤国雄委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、2月2日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真および職員からの現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番、場所は23ページです。 図面番号1のとおり、竹鼻集落から東側へ約600mに位置しており、現況は、樹園地として利用されております。 りんごの改植事業を行い、引き続き樹園地として利用されるもので、農振農用地区域に編入することに問題ありません。 受付番号2番、場所は24ページです。 図面番号2番のとおり、山形碎石株式会社碎石採取場の入口附近に位置しており、現況は不耕作地の畑です。 申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は、転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等ありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第9号につきましては、13番佐山秀夫委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐山秀夫委員退席) それでは、議案第9号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

齋藤主任主事	議案第9号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 26ページをご覧ください。 受付番号1番は、令和5年1月19日の総会で許可されたもので、後継者へ一括贈与したものです。 贈与者の農業を営んでいた期間は54年間、受贈者は贈与者の子で農業を営んでいた期間は22年間で、特例の適用を受けようとする農地は、11筆合計33,999㎡となっており、農地基本台帳を基に調査したところ、農地取得後も引き続き農業経営を行うものと認められます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認ですが、生前一括贈与とのことで、一般的な生前一括贈与との違いはあるのですか。例えば、親から子へ生前贈与の場合は2,500万円までの控除があり、書類を税務署に届けるだけの手続きになると思いますが、農地の場合は、ほかに何かあるのですか。
福士係長	生前一括贈与の仕組みについて、2パターンあります。一つは、相続時精算課税制度という2,500万円までの控除、もう一つは、従来からある贈与税の納税猶予制度です。これは農家において、農地を対象とした一括贈与となります。内容としては、農家の後継者に贈与した後、農地が分散化されないような仕組みとなっています。仮に、その農地を売る場合、猶予された額に利子税が加算され精算されます。 現在は、2,500万円までの控除を利用される方が多いのですが、住宅等の資産を含め全ての財産が贈与されることに対しての控除額が2,500万円になります。どちらを選択するかは、申告される方次第になります。
長内康之委員	農地一括贈与の納税猶予制度については、猶予を受けた本人が農業経営を営んでいる限りは、売買に制限があるのですね。
福士係長	そうです。本件については、どちらの申告制度でも選べるように証明書を発行することになり、本人が判断することになります。
長内康之委員	わかりました。
議長	ほかに質問ありませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「意義なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。 (佐山秀夫委員指定席に着く) 次に、議案第10号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第10号は、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとします。 28ページをご覧ください。 対象者は、3年に1度、引き続き徴収猶予を受けたい旨の届出書を、黒石税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっています。 届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要になることから、承認を求めるものです。 (1) 贈与税の納税猶予の継続届出分の受贈者1名 (2) 不動産取得税の徴収猶予の継続届出分の受贈者4名から申請されており、農地基本台帳の確認、本人からの聞き取りをした結果、引き続き農業経営を行っている者として認められ、証明の期間は令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間となっております。 以上です。
議長	ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第10号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和5年第2回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時34分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月17日

議長 水 豆 康 行

議事録署名者 佐藤 陽介

議事録署名者

今 隆俊